

ハラスメント・マタハラ-?

いつもお世話になっております。

皆様は『マタハラ』とお聞きしますと、何を思い浮かべるでしょうか。
又原さんとは一切関係ありませんのでご注意を。

マタハラとは…

『マタニティ・ハラスメント』のことであり、妊婦や出産をした女性に嫌がらせをしたり、退職を迫ったり、減給したりする職場でのいじめ、いざからせのことです。
ちなみに、英語では pregnancy discrimination (妊娠差別) であり、略してもマタハラとはなりません。

また、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働基準法において、妊婦の働く権利は保証されており、これを理由にした解雇や雇止め、降格といった不当な扱いは禁じられています。

去る10月23日に最高裁が初めてマタハラに関する判断を下しました。

裁判の内容は広島市の女性が、「妊婦後の異動先で管理職を解かれたことに関して、奮力していた病院側に損害賠償を求めた」というものです。

最高裁は「今回の降格は本人の意向に反するものだった」と認定。女性が敗訴した2審判決を破棄、審理を最高裁に差し戻しました。

妊娠・出産が理由による不当な扱いの相談件数は、労働局に寄せられたもので、2011年には3,429件もあったそうです。多いですね。
どうやら2008年から相談件数が伸び、その後は横ばいが続いているとのこと。
女性の社会進出が政策でも推し進められている中、今回の最高裁の判決は追い風となるのでしょうか。

差し戻し裁に注目です。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。

〒631-0076

奈良市富雄北3-20-33-306

(有)ムシマル労務サービス

マツムラ社労士事務所 乗松

TEL 0742-47-5222

FAX 0742-47-5527

http://www.musimaru.com/

E-mail: musimaru@kcn.ne.jp